

第九十号議案

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年二月二十日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都立療育医療センター条例の一部を改正する条例

東京都立療育医療センター条例（昭和六十年東京都条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「第四十三条第二号」を「第四十三条」に、「医療型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」と改める。

第一条の二第二号中「第六条の二の二第三項」を「第六条の二の二第二項」に、「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に改め、同条第三号中「第六条の二の二第六項」を「第六条の二の二第五項」に改める。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

（提案理由）

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）第二条の規定の施行による児童福祉法（昭和二十二年法律第一百六十四号）の改正に伴い、規定を整備する必要がある。